

鴨川市回覧板協働発行业に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区長、組長等が市から提供される行政情報を回覧するために利用する回覧板協働発行业に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働発行者」とは、協働で回覧板を製作し、無償で提供する者をいう。

2 この要綱において「広告主」とは、協働発行者が募集し、製作する回覧板に広告を掲載する者をいう。

(配布期間)

第3条 回覧板の配置及び配布期間は、市の窓口で5年間とする。ただし、協働発行者と協議の上、配布期間を変更することができるものとする。

(募集方法)

第4条 協働発行者の募集は、鴨川市ホームページに掲載して行う。

2 募集期間及びその他の募集について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協働発行者の申込み)

第5条 協働発行者になることを希望する者は、鴨川市回覧板協働発行业申込書(第1号様式)及びその他必要な書類を添えて、鴨川市に提出するものとする。

(協働発行者の決定等)

第6条 鴨川市は、前条の規定による申込みがあったときは、申込み内容について審査を行い、協働発行者を選定し、決定するものとする。

2 前項による決定の結果は、鴨川市回覧板協働発行者選定結果通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 鴨川市は、前条第1項の規定により決定した協働発行者と、事業内容について協議のうえ、協定を締結するものとする。

(広告の内容)

第8条 回覧板に掲載できる広告は、鴨川市有料広告掲載要綱(平成19年鴨川市告示第61号)第2条第3項及び鴨川市広告掲載基準に定めるものとする。

2 鴨川市は、掲載する広告の審査を行い承認するものとする。

(協働発行者の債務)

第9条 協働発行者は、広告主を募集する場合には、自らが広告の募集者であることを明確にし、鴨川市は広告の募集者であるような誤解を受けることのないように十分配慮しなければならない。

2 協働発行者は、回覧板に広告を掲載する場合は、広告主の募集等、広告掲載に係る一切

の作業を行うものとする。

- 3 協働発行者は、広告の募集の際、広告主に対し十分な説明を行なったうえで、販売を行うものとする。
- 4 協働発行者は、回覧板の仕様について事前に鴨川市と協議しなければならない。
- 5 協働発行者は、回覧板の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、鴨川市と協力して誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鴨川市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 10 日から施行する。